

令和 6 年

第 2 回議会臨時会会議録

自 令和 6 年 4 月 5 日

至 令和 6 年 4 月 5 日

福島県会津坂下町議会

令和6年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和6年4月5日から令和6年4月5日まで第2回臨時会が町役場議場に招集された。

令和6年4月5日 午前10時00分

1. 応招議員（14名）

1番 高久敏明	2番 五十嵐孝子	3番 目黒克博
4番 物江政博	5番 横山智代	6番 小畑博司
7番 佐藤宗太	8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子
10番 五十嵐一夫	11番 水野孝一	12番 酒井育子
13番 山口享	14番 赤城大地	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	鈴木久	書記	中村夏実
書記	田中啓太		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	古川庄平	副町長	板橋正良
教育長	鈴木茂雄	総務課長	佐藤銀四郎
政策財務課長	佐藤秀一	生活課長	新井田英
建設課長	古川一夫	産業課長	長谷川裕一
庁舎整備課長	遠藤幸喜	出納室長	五十嵐利彦
教育課長	上谷圭一	子ども課長	五十嵐隆裕
監査委員	仙波利郎		

◎開会及び開議の宣告

◎議会事務局長（鈴木久君）

皆さま、おはようございます。

あらかじめご報告を申し上げご理解をいただきたいと存じます。今臨時会も定例会同様イントラネット中継をすることにいたしましたので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、開会に入る前にお諮りいたします。地方自治法第121条の規定に基づく説明のための出席要求については、議長が選挙され、就任されてから出席要求することになっておりますが、それまでの間、非公式ではありますが、町長以下説明員の出席を求めたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議会事務局長（鈴木久君）

それではしばらくお待ち願います。

（町長以下説明員及び代表監査委員が議場へ入場）

◎議会事務局長（鈴木久君）

本日招集されました臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員中、酒井育子議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。それでは酒井育子議員、議長席にお着き願います。よろしくお願いいたします。

（酒井育子議員議長席へ着席）

◎臨時議長（酒井育子君）

皆さまおはようございます。

ただいまご紹介いただきました酒井育子でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。なにとぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより臨時会を開会いたします。

（開会 午前10時03分）

本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎仮議席の指定について

◎臨時議長（酒井育子君）

日程第1、仮議席の指定をいたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

暫時休議いたします。

ただちに議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集ください。

（午前10時04分）

◎臨時議長（酒井育子君）

再開いたします。

（午前10時18分）

◎議長の選挙について

◎臨時議長（酒井育子君）

日程第2、これより議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎臨時議長（酒井育子君）

ただいまの出席議員は14名であります。

立会人の指名を行います。

会津坂下町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番五十嵐孝子君、2番横山智代君の、お二人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

◎臨時議長（酒井育子君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎臨時議長（酒井育子君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

◎臨時議長（酒井育子君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じて順次投票願います。

なお、氏または名のみの記載は、何人を記載したか、確認しがたい場合がありますので、必ず氏名を記載していただきます。

点呼をいたします。

◎書記（田中啓太君）

1 番	五十嵐孝子君	2 番	横山 智代君	3 番	青木美貴子君
4 番	佐藤 宗太君	5 番	物江 政博君	6 番	小畑 博司君
7 番	赤城 大地君	8 番	五十嵐一夫君	9 番	酒井 育子君
10 番	水野 孝一君	11 番	高久 敏明君	12 番	五十嵐正康君
13 番	目黒 克博君	14 番	山口 享君		

◎臨時議長（酒井育子君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎臨時議長（酒井育子君）

投票漏れなしと認めます。

これをもって投票を終了いたします。

これより開票を行いますので、立会人の立会を願います。

（五十嵐孝子君、横山智代君 立会・開票）

◎臨時議長（酒井育子君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14 票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 14 票

無効投票 0 票

有効投票中

赤城大地君 8 票

佐藤宗太君 6 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票であります。よって赤城大地君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

◎臨時議長（酒井育子君）

ただいま議長に当選されました赤城大地君が議場におられますので、本席から会津坂下町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

議長から挨拶があります。

赤城大地君登壇願います。

◎議長（赤城大地君）（登壇）

ただ今議長に選任されました、赤城大地でございます。これからの任期2年間は、町政においては、新庁舎建設のスケジュールの決定や、第6次振興計画の後期計画が策定される予定となっており、町の将来に関わる重要な時期となると思われます。また新庁舎の建設をめぐる議会の議論においては、町民の皆様との間に齟齬が生じ、不信感を与えてしまったことは紛れもない事実と認識いたしております。これらの不信感を払しょくし、議論を正常化・活発化させ、議会の信頼回復に努めてまいりますので、なにとぞ議員各位のご協力を賜われますようお願い申し上げ、挨拶いたします。

◎臨時議長（酒井育子君）

これをもって、議長選挙を終わります。議長と議長席を交代いたします。
ご協力本当にありがとうございました。
議長、議長席にお着きください。

（議長交代・議長着席）

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。
ただちに議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集ください。
（午前１０時３２分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 （午前１０時３６分）
お諮りいたします。
お手元にお配りした議事日程の追加を日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。
よってこの際、追加日程とし、日程第１から日程第１３まで１３件を日程に追加し議
題とすることに決しました。

◎副議長の選挙について

◎議長（赤城大地君）

日程第１、これより副議長の選挙を行います。選挙は投票により行います。
議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

◎議長（赤城大地君）

ただいまの出席議員は１４名であります。
立会人の指名を行います。
会津坂下町議会会議規則第３２条第２項の規定により、立会人に３番 青木美貴子君、
４番佐藤宗太君の、お二人を指名いたします。
投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

◎議長（赤城大地君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎議長（赤城大地君）

配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎議長（赤城大地君）

異状なしと認めます。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。
投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じて順次投票願います。
なお、氏または名のみでの記載は、何人を記載したか、確認しがたい場合がありますので、
必ず氏名を記載していただきます。
点呼をいたします。

◎書記（田中啓太君）

1 番	五十嵐孝子君	2 番	横山 智代君	3 番	青木美貴子君
4 番	佐藤 宗太君	5 番	物江 政博君	6 番	小畑 博司君
7 番	赤城 大地君	8 番	五十嵐一夫君	9 番	酒井 育子君
1 0 番	水野 孝一君	1 1 番	高久 敏明君	1 2 番	五十嵐正康君
1 3 番	目黒 克博君	1 4 番	山口 亨君		

◎議長（赤城大地君）

投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎議長（赤城大地君）

投票漏れなしと認めます。
これをもって投票を終了いたします。
これより開票を行います。立会人の立会を願います。

(青木美貴子君、佐藤宗太君 立会・開票)

◎議長（赤城大地君）

選挙の結果を報告いたします。
投票総数 1 4 票
これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち
有効投票 1 2 票
無効投票 2 票
有効投票中

山口 享君 11票

青木美貴子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって山口享君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長（赤城大地君）

ただいま副議長に当選されました山口享君が議場におられますので、本席から会津坂下町議会会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

副議長から挨拶があります。

山口享君登壇願います。

◎副議長（山口享君）（登壇）

ただ今皆様方からご信任を得まして、副議長に当選させていただきました山口享です。

若き議長を助け、議会運営に尽くしてまいりたいと、そんな覚悟でいます。宜しくお願いします。

◎議長（赤城大地君）

これをもって副議長選挙を終わります。

暫時休議いたします。

ただちに議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集ください。

(午前10時48分)

◎議席の指定

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

(午前10時54分)

日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会津坂下町議会会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席番号を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

1番 高久 敏明君	2番 五十嵐孝子君	3番 目黒 克博君
4番 物江 政博君	5番 横山 智代君	6番 小畑 博司君
7番 佐藤 宗太君	8番 五十嵐正康君	9番 青木美貴子君
10番 五十嵐一夫君	11番 水野 孝一君	12番 酒井 育子君
13番 山口 享君	14番 赤城 大地君	

◎議長（赤城大地君）

ただいまの朗読のとおり議席を指定いたしました。

それではただいま指定いたしました議席に、それぞれご着席願います。

休憩のため休議いたします。再開を11時10分といたします。

(午前10時56分)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

◎町長あいさつ

◎議長（赤城大地君）

町長から挨拶の申し出がありますので許可いたします。

◎町長（古川庄平君）

（登壇）

本日、ここに令和 6 年会津坂下町議会第 2 回臨時会の開催にあたりまして、一言歓迎のご挨拶を申し上げます。

まずはじめに、議員各位におかれましては、先の会津坂下町議会議員一般選挙において、見事当選され、誠におめでとうございます。町民を代表いたしまして、衷心より祝福申し上げます。

さて、本町は、町の将来像を実現するための目指すべき方向性を定める第 6 次会津坂下町振興計画、後期基本計画を策定する年であります。10 年後 20 年後の会津坂下町の将来像である、「やっぱりばんげがいい 住み続けたい やりたいことがあふれる町」を実現するため、前期計画期間で実施してきた施策の成果や事業の評価を踏まえるとともに、各事業の関連団体やあらゆる世代の町民の皆様からの意見を頂戴しながら、これまでのまちづくりに関する施策をより進展させてまいります。

終わりに、会津坂下町まちづくり基本条例及び議会基本条例にうたう、町民の福祉の向上と活力ある地域づくりのため、今後、なお一層ご活躍くださいますようご祈念申し上げます。私のあいさつといたします。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（赤城大地君）

日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会津坂下町議会会議規則第 125 条の規定により 1 番 高久敏明君、2 番 五十嵐孝子君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定について

◎議長（赤城大地君）

日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第 2 回臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

◎常任委員の選任について

◎議長（赤城大地君）

日程第5、常任委員の選任についてを行います。

常任委員会の名称、委員定数及びその所管について、事務局の説明を求めます。

◎議会事務局長（鈴木久君）

常任委員会の名称及び委員定数、その所管について説明申し上げます。

総務産業建設常任委員会につきましては、委員定数 7 人。所管は、総務課、政策財務課、建設課、産業課、庁舎整備課、出納室の分掌に属する事項、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項となっています。

続きまして、文教厚生常任委員会につきましては、委員定数 7 人。所管は、生活課の分掌に属する事項及び教育委員会の所管に属する事項となっております。

説明は以上であります。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

常任委員会の選任は、会津坂下町議会委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮り、指名することになっておりますが、その前に皆さんから所属を希望する常任委員会について第1希望を提出していただき、その調整を正副議長において行い、その結果を会議に諮り、議長が指名する方法を取りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会の人員構成上、ご希望どおりいかない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

前もってお配りしてあります用紙に、希望をご記入のうえ自分の氏名を記載の上、自席においてくださいますよう、お願いします。

それでは、昼食のため休議といたします。

再開を午後1時といたします。

（午前11時14分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時00分）

各常任委員会の所属委員を事務局に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

総務産業建設常任委員会

1 番 高久 敏明君

3 番 目黒 克博君

5 番 横山 智代君

7 番 佐藤 宗太君

8 番 五十嵐正康君

11 番 水野 孝一君

14 番 赤城 大地君

文教厚生常任委員会

2 番	五十嵐孝子君	4 番	物江 政博君	6 番	小畑 博司君
9 番	青木美貴子君	10 番	五十嵐一夫君	12 番	酒井 育子君
13 番	山口 享君				

◎議長（赤城大地君）

ただいま朗読のとおりそれぞれの所属委員を指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

◎常任委員長及び副委員長の互選について

◎議長（赤城大地君）

日程第6、常任委員長及び副委員長の互選についてを行います。

会津坂下町議会委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員長及び副委員長は、それぞれの委員会で互選することになっております。

常任委員会は会津坂下町議会委員会条例第9条の規定により、議長が招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告示をいたします。

総務産業建設委員会は大会議室、文教厚生委員会は中会議室において、直ちに各常任委員会を開催して、委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

互選に関する職務は各常任委員会の年長議員が行うことになっておりますのでお願いいたします。

なお、各常任委員会終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。

暫時休議いたします。（午後1時03分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。（午後1時24分）

各常任委員会において互選されました委員長及び副委員長を事務局より報告させます。

◎書記（田中啓太君）

総務産業建設常任委員会	委員長	1 番	高久 敏明 君
	副委員長	3 番	目黒 克博 君
文教厚生常任委員会	委員長	4 番	物江 政博 君
	副委員長	12 番	酒井 育子 君

◎議長（赤城大地君）

各常任委員会の委員長及び副委員長はただいま報告のとおり選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員の選任について

◎議長（赤城大地君）

日程第7、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任は、会津坂下町議会委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮り指名することになっておりますので、議会運営委員を事務局に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議会運営委員会委員

1 番 高久 敏明君

4 番 物江 政博君

8 番 五十嵐正康君

9 番 青木美貴子君

◎議長（赤城大地君）

ただいま朗読のとおり議会運営委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員長及び副委員長の互選について

◎議長（赤城大地君）

日程第8、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選についてを行います。

会津坂下町議会委員会条例第8条の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会で互選することになっております。

議会運営委員会は会津坂下町議会委員会条例第9条の規定により、議長が招集、日時、場所を定めて委員長の互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告示をいたします。

ただちに中会議室において議会運営委員会を開催して委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

互選に関する職務は年長議員が行うことになっておりますのでお願いいたします。

暫時休議いたします。

（午後1時26分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時31分）

議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長を事務局より報告させます。

◎書記（田中啓太君）

議会運営委員会 委員長 8 番 五十嵐正康君 副委員長 9 番 青木美貴子君

◎議長（赤城大地君）

議会運営委員会の委員長及び副委員長はただいま報告のとおり選任することに決定いたしました。

◎議会報編集特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第 9、発議第 1 号、広報広聴特別委員会の設置についてを議題といたします。
議案を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

発議第 1 号 広報広聴特別委員会の設置について
会津坂下町議会会議規則第 14 条の規定により提出します。
令和 6 年 4 月 5 日 提出

提出者	会津坂下町議員	山 口 享
賛成者	同	高 久 敏 明
賛成者	同	五十嵐 孝 子
賛成者	同	目 黒 克 博
賛成者	同	物 江 政 博
賛成者	同	横 山 智 代
賛成者	同	小 畑 博 司
賛成者	同	佐 藤 宗 太
賛成者	同	五十嵐 正 康
賛成者	同	青 木 美貴子
賛成者	同	五十嵐 一 夫
賛成者	同	水 野 孝 一
賛成者	同	酒 井 育 子

会津坂下町議会議長 赤城 大地 様

広報広聴特別委員会の設置について

次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|---------------------------------|
| 1 | 名 称 | 広報広聴特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第 109 条及び会津坂下町議会委員会条例第 5 条 |
| 3 | 目 的 | 議会報の編集・発行及び議会の広聴機能充実に関する調査・研究 |
| 4 | 期 間 | 調査が完了するまで |
| 5 | 委員の定数 | 5 名 |

◎議長（赤城大地君）

提出者の説明を求めます。

◎副議長（山口 享君）

議長 13番

◎議長（赤城大地君）

13番 山口 享君

◎副議長（山口 享君）

提案者を代表いたしまして、提案理由についてご説明申し上げます。

先程申した通り、地方自治法第109条及び会津坂下町議会委員会条例第5条によって、議会報の編集・発行及び議会の広聴機能充実にに関する調査・研究を行う目的のためにこの委員会を設置したいと思っております。

議員職員の賛同をお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号、広報広聴特別委員会の設置についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎広報広聴特別委員会委員の選任について

◎議長（赤城大地君）

日程第10、広報広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました広報広聴特別委員会の委員の選任については、会津坂下町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので委員を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

広報広聴特別委員会委員

2番 五十嵐孝子君

3番 目黒 克博君

4番 物江 政博君

7番 佐藤 宗太君

13番 山口 享君

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり5人を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました5人の方を広報広聴特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎広報広聴特別委員長及び副委員長の互選について

◎議長（赤城大地君）

日程第11、広報広聴特別委員長及び副委員長の互選についてを行います。

会津坂下町議会委員会条例第8条第2項の規定により、広報広聴特別委員会委員長及び副委員長は、それぞれの委員会で互選することになっております。

特別委員会は会津坂下町議会委員会条例第9条の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告示をいたします。

ただちに中会議室において特別委員会を開催して委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

互選に関する職務は、会津坂下町議会委員会条例第9条第2項の規定により特別委員会の年長議員が行うことになっておりますのでお願いいたします。

暫時休議いたします。

（午後1時37分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時45分）

特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を職員に報告させます。

◎書記（田中啓太君）

広報広聴特別委員会委員長 13番山口享君、 副委員長 3番 目黒克博君

◎議長（赤城大地君）

広報広聴特別委員会の委員長及び副委員長はただいま報告のとおり選任することに決定いたしました。

◎会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙について

◎議長（赤城大地君）

日程第12、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員選挙についてを議題といたします。

選挙すべき議員の定数及び任期等について説明を省略いたしますので、お配りいたしました資料によってご承知願います。

お諮りいたします。

選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定による指名推せんによるものとし、選考委員会を設け、同委員会において推せんされた方を議長が会議に諮り、当選人とすることにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推せんによることに決定いたしました。

次に、選考委員の選任方法、及び人員等についてお諮りいたします。

どのような方法で決定したら良いか、ご意見を伺います。

（「議長一任」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

議長一任の声があります。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって議長から選考委員を指名いたします。

正副議長及び各常任委員会委員長以上4名の方に選考委員をお願いいたします。

ただちに選考委員会を開催していただきます。

暫時休議いたします。

選考委員はただちに議長室にご参集願います。

（午後1時47分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時51分）

選考委員会の結果について、委員長の報告を求めます。

◎選考委員長（総務産業建設常任委員長）（高久敏明君）（登壇）

選考委員長をおおせつかりました総務産業建設常任委員長の高久敏明であります。

議長室で慎重に協議いたしました結果、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員に、
10番五十嵐一夫君、11番水野孝一君のお二人を推薦申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員に選考委員長から報告のあった、10番五十嵐一夫君、11番水野孝一君のお二人を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、五十嵐一夫君、水野孝一君が会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

当選されたお二人が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

どうぞ、ご承諾をお願いします。

暫時休議いたします。

（午後1時53分）

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。

（午後1時54分）

◎監査委員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（赤城大地君）

日程第13、同意第1号監査委員の選任ついてを議題といたします。本案は小畑博司君に関係ある案件でありますので、地方自治法第117条の規定により、同君の退席を求めます。

（小畑博司君退席）

◎議長（赤城大地君）

同意第1号を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

同意第1監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条の第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 福島県河沼郡会津坂下町大字東松字上野中819番地

氏 名 小畑博司 （昭和27年8月30日生）

令和6年4月5日提出

会津坂下町長 古川 庄 平

◎議長（赤城大地君）

本件に対する説明を求めます。

◎町長（古川庄平君）（登壇）

同意第1号 監査委員の選任について の提案理由をご説明申し上げます。

監査委員としてお務めをいただいております青木美貴子氏につきましては、この度の会津坂下町議会議員の改選にあたり令和6年3月31日をもって任期満了となりました。

青木美貴子氏におかれましては、令和4年4月4日に監査委員として選任されて以来、会津坂下町の健全な予算の執行と各般にわたる事業の運営に、適切なるご指導とご助言をいただき多大なるご貢献をいただきました。

そのご功績に対してまして、心から感謝と敬意を申し上げる次第であります。

その後任といたしまして、議会より申入れのありました、小畑博司氏をご推薦申し上げます。なにとぞ、満場一致のご同意を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（赤城大地君）

これにより同意第1号 監査委員の選任について に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより同意第1号 監査委員の選任について を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任については、これに同意することに決定されました。

6番小畑博司君の退席を解きます。

(小畑博司君入場)

◎議長（赤城大地君）

暫時休議いたします。 (午後 1 時 5 7 分)
ただちに議会全員協議会を開催しますので、大会議室のご参集願います。

◎議長（赤城大地君）

再開します。 (午後 2 時 1 8 分)
お諮りいたします。お手元にお配りした議事日程を追加し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。
よって、この際、追加日程とし、日程第 1 4 から日程第 1 8 までの 5 件を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎特別委員会の設置について

◎議長（赤城大地君）

日程第 1 4、発議第 2 号、新庁舎建設検討特別委員会の設置について を議題といたします。
議案を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

発議第 2 号 新庁舎建設検討特別委員会の設置について
会津坂下町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出します。
令和 6 年 4 月 5 日 提出

提出者	会津坂下町議員	山	口	享
賛成者	同	高	久	敏 明
賛成者	同	五十嵐	孝	子
賛成者	同	目	黒	克 博
賛成者	同	物	江	政 博
賛成者	同	横	山	智 代
賛成者	同	小	畑	博 司
賛成者	同	佐	藤	宗 太
賛成者	同	五十嵐	正	康
賛成者	同	青	木	美貴子
賛成者	同	五十嵐	一	夫
賛成者	同	水	野	孝 一
賛成者	同	酒	井	育 子

会津坂下町議会議長 赤城 大地 様

新庁舎建設検討特別委員会の設置について
次のとおり新庁舎建設検討特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|-----------------------------|
| 1 | 名 称 | 新庁舎建設検討特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び会津坂下町議会委員会条例第5条 |
| 3 | 目 的 | 新庁舎建設に関する調査・研究 |
| 4 | 委員の定数 | 14名 |

◎議長（赤城大地君）
提出者の説明を求めます。

◎副議長（山口 享君）
議長 13番

◎議長（赤城大地君）
13番 山口 享君

◎副議長（山口 享君）
提案者を代表いたしまして、提案理由についてご説明申し上げます。
只今報告があった通り、新庁舎建設検討特別委員会の設置を地方自治法第109条及び会津坂下町議会委員会条例第5条を根拠として、新庁舎建設に関する調査・研究を議員全員で行いたいと思っておりますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）
これより本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）
質疑もないようであります。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）
討論もないようであります。
これをもって討論を終結いたします。
これより発議第2号 新庁舎建設検討特別委員会の設置について を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（赤城大地君）

発議第3号、議会改革特別委員会の設置について を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

発議第3号 議会改革特別委員会の設置について

会津坂下町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年4月5日 提出

提出者	会津坂下町議員	山	口	享
賛成者	同	高	久	敏 明
賛成者	同	五十嵐	孝	子
賛成者	同	目	黒	克 博
賛成者	同	物	江	政 博
賛成者	同	横	山	智 代
賛成者	同	小	畑	博 司
賛成者	同	佐	藤	宗 太
賛成者	同	五十嵐	正	康
賛成者	同	青	木	美貴子
賛成者	同	五十嵐	一	夫
賛成者	同	水	野	孝 一
賛成者	同	酒	井	育 子

会津坂下町議会議長 赤城 大地 様

議会改革特別委員会の設置について

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|-------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 議会改革特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第109条及び会津坂下町議会委員会条例第5条 |
| 3 | 目 的 | 議員報酬及びその他の議会に関わる諸課題に関する調査・研究 |
| 4 | 委員の定数 | 12名 |

◎議長（赤城大地君）

提出者の説明を求めます。

◎副議長（山口 享君）

議長 13番

◎議長（赤城大地君）

13番 山口 享君

◎副議長（山口 享君）

提案者を代表いたしまして、提案理由についてご説明申し上げます。

只今報告のあった通り、議会改革特別委員会を設置したい。その根拠としましては、地方自治法第109条及び会津坂下町議会委員会条例第5条が根拠として設立するものであります。目的は議員報酬及びその他の議会に関わる諸課題に関する調査・研究であります。これば喫緊の課題でありますので、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

◎議長（赤城大地君）

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

質疑もないようであります。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

討論もないようであります。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第3号 議会改革特別委員会の設置について を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎新庁舎建設検討特別委員会委員の選任について

◎議長（赤城大地君）

日程第15、新庁舎建設検討特別委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました新庁舎建設検討特別委員会の委員の選任については、会津坂下町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので委員を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

新庁舎建設検討特別委員会委員

1 番 高久 敏明君	2 番 五十嵐孝子君	3 番 目黒 克博君
4 番 物江 政博君	5 番 横山 智代君	6 番 小畑 博司君
7 番 佐藤 宗太君	8 番 五十嵐正康君	9 番 青木美貴子君
10 番 五十嵐一夫君	11 番 水野 孝一君	12 番 酒井 育子君
13 番 山口 享君	14 番 赤城 大地君	

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり 14 人を指名いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました 14 人の方を新庁舎建設検討特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎新庁舎建設検討特別委員長及び副委員長の互選について

◎議長（赤城大地君）

日程第 16、新庁舎建設検討特別委員長及び副委員長の互選についてを行います。

会津坂下町議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、新庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長は委員会で互選することになっておりますが、委員全員が出席した先程の全員協議会で互選されましたので、委員長及び副委員長を職員に報告させます。

◎書記（田中啓太君）

新庁舎建設検討特別委員会委員長 13 番 山口 享君、
副委員長 1 番 高久 敏明君、4 番 物江 政博君

◎議長（赤城大地君）

新庁舎建設検討特別委員会の委員長及び副委員長はただいま報告のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休議いたします。 (午後 2 時 28 分)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 (午後 2 時 29 分)

◎議会改革検討特別委員会委員の選任について

◎議長（赤城大地君）

日程第 17、議会改革特別委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました議会改革特別委員会の委員の選任については、会津坂下町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので委員を職員に朗読させます。

◎書記（田中啓太君）

議会改革特別委員会委員

1 番 高久 敏明君	2 番 五十嵐孝子君	3 番 目黒 克博君
4 番 物江 政博君	5 番 横山 智代君	6 番 小畑 博司君
7 番 佐藤 宗太君	8 番 五十嵐正康君	9 番 青木美貴子君
10 番 五十嵐一夫君	11 番 水野 孝一君	12 番 酒井 育子君

◎議長（赤城大地君）

ただいま朗読のとおり12名を指名いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

ただいま指名いたしました12人の方を議会改革特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎議会改革特別委員長及び副委員長の互選について

◎議長（赤城大地君）

日程第18、議会改革特別委員長及び副委員長の互選についてを行います。

特別委員会は会津坂下町議会委員会条例第9条の規定により、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告示をいたします。

ただちに大会議室において特別委員会を開催して委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

互選に関する職務は、会津坂下町議会委員会条例第9条第2項の規定により特別委員会の年長議員が行うことになっておりますのでお願いいたします。

暫時休議いたします。 (午後2時31分)

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。 (午後2時43分)

特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を事務局より報告させます。

◎書記（田中啓太君）

議会改革特別委員会 委員長 5 番 横山智代君、
副委員長 7 番 佐藤宗太君

◎議長（赤城大地君）

議会改革特別委員会の委員長及び副委員長はただいま報告のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、先ほどの日程第１６新庁舎建設検討特別委員長及び副委員長の互選についての報告について、誤りがございましたので、ここで訂正し、正しい結果を職員に報告させます。

◎書記（田中啓太君）

新庁舎建設検討特別委員会委員長	１３番	山口	享君、
副委員長	３番	目黒	克博君、
同じく副委員長	１２番	酒井	育子君

◎議長（赤城大地君）

ご了解願います。

◎継続調査の申し出

◎議長（赤城大地君）

お諮りいたします。只今、総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会及び広報広聴特別委員会の委員長から議会閉会中の継続調査の申し出がありました。継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。議案書配布のため暫時休議いたします。（午後２時４５分）

資料に不備が見つかりましたので、休憩のため休議といたします。

再開を午後３時といたします。

◎議長（赤城大地君）

再開いたします。（午後３時００分）

継続調査の申し出を議題といたします。総務産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、議会運営委員会の委員長から、会津坂下町議会会議規則第７５条の規定により、お手元に配布いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

申出書の朗読を省略し、お諮りいたします。

各委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

◎議長（赤城大地君）

ご異議ないものと認めます。

よって、各委員会委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定されました。

◎閉会の宣言

◎議長（赤城大地君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第2回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（閉会 午後3時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年4月5日

会津坂下町議会議長

同 臨時議長

同 議員

同 議員